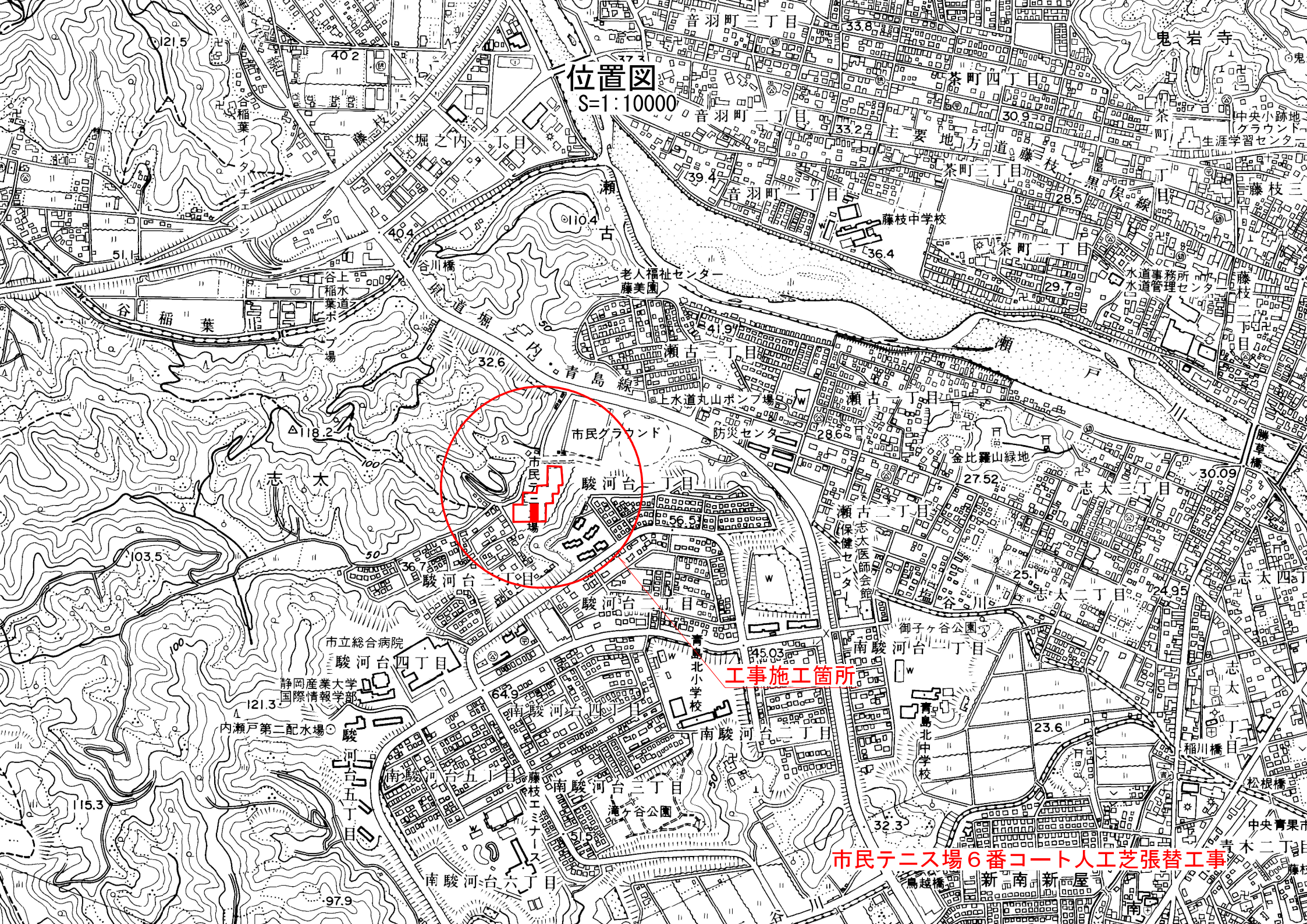


令和 8 年度 実施設計書				審査 設計者	
工事番号 (設計書コード)		38-FE330-03-10-02			
建設工事名		市民テニス場6番コート人工芝張替工事			
路線河川名		建設工事箇所		藤枝市 駿河台 一丁目 地内	
建設工事金額					
工 期		令和9年 2月19日限り		週休2日推進工事補正 (補正なし)	
建設工事概要		人工芝張替工 574 m2			
歩掛・単価適用年度		令和 8年 9月		基本単価 令和 8年 9月 地区コード 220 地区	
起 終 点 指 定		⇔			

内訳表、施工単価表に記載されている機械の機種などは該当機種の使用を指定するものではなく設計上の参考である

位置図
S=1:10000



工事施工箇所

市民テニス場6番コート人工芝張替工事

工 事 費 内 訳 表

区分・工種・種別・細別	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
本工事費					
- 人工芝張替工	m ²	574			コメント行
---- 既設砂入り人工芝撤去工 既設人工芝平均厚 t=0.015m	m ²	574			M0002
---- 既設人工芝処分工 既設人工芝平均厚 t=0.015m	m ²	574			第 1号表 M0003
---- 人工芝敷設工	m ²	574			第 2号表 M0001
直接工事費計					
工種区分 No. 6 舗装工事					
共通仮設費 (地域補正しない)	式	1			
共通仮設費計					

工 事 費 内 訳 表

区分・工種・種別・細別	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
純工事費計					
現場管理費 (地域補正しない)	式	1			
工事原価計					
一般管理費等	式	1			
工事価格計					
消費税相当額	式	1			
請負工事費					

MOO02		既設砂入り人工芝撤去工 既設人工芝平均厚 t=0.015m				第 1号表
金	円	100 m2 当り				
積 算 項 目		単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
普通作業員 (既設人工芝切断)		人				
普通作業員 (人力運搬)		人				
諸雑費		%				
計						
単価		m2				

M O O O 3		既設人工芝処分工 既設人工芝平均厚 t =0.015m				第 2号表	
金	円	100 m2 当り					
積 算 項 目		単位	数量	単 価	金 額	摘 要	
既設砂入り人工芝運搬		m 3	1. 5			SP 1号表	
既設砂入り人工芝処分費		m 3	1. 5				
諸雑費		式	1				
計							
単価		m 2					

MOOO1 人工芝敷設工 第 3号表					
金 円 100 m2 当り					
積 算 項 目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
人工芝 パイル長19mm 耐候性ポリエチレン	m2	100			
ジョイントテープ 幅0.3m	m	46			
接着剤 耐水性ウレタン系接着剤	kg	6			
目砂 特殊調整珪砂	kg	2,700			
土木一般世話役	人				
特殊作業員	人				
普通作業員	人				
諸雑費	式	1			

MO O O 1					
第 3号表					
積 算 項 目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
計					
単価	m2				

施 工 パ ッ ケ ー ジ 区 分 一 覧 表

名 称	内 容	
般運搬	般発生作業＝舗装版破碎，積込工法区分＝機械積込（小規模土工），D I D区間の有無＝無し，運搬距離（k m）＝1 7．0 k m 以下	SP 1 号表

積算基準の「見積参考資料」

- ・この「見積参考資料」は、入札参加者の適正かつ迅速な見積りに資するための資料であり、契約約款第1条にいう設計図書ではありません。
- ・この「見積参考資料」の有効期限は、本建設工事の入札日までとします。

建設工事名： 市民テニス場 6 番コート人工芝張替工事

建設工事箇所： 藤枝市 駿河台 一丁目 地内

本建設工事の工事価格の積算に使用した積算基準は以下のとおりです。

名称： 既設砂入り人工芝撤去工

規格： 既設人工芝平均厚 $t = 0.015 \text{ m}$

摘要：

100 m² 当り

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	摘 要
普通作業員（既設人工芝切断）	人	0.91	
普通作業員（人力運搬）	人	0.9	
諸雑費	%	1	

積算基準の「見積参考資料」

- ・この「見積参考資料」は、入札参加者の適正かつ迅速な見積りに資するための資料であり、契約約款第1条にいう設計図書ではありません。
- ・この「見積参考資料」の有効期限は、本建設工事の入札日までとします。

建設工事名： 市民テニス場 6 番コート人工芝張替工事

建設工事箇所： 藤枝市 駿河台 一丁目 地内

本建設工事の工事価格の積算に使用した積算基準は以下のとおりです。

名称： 人工芝敷設工

規格：

摘要：

100 m² 当り

名 称 ・ 規 格	単位	数 量	摘 要
人工芝 パイル長 19 mm 耐候性ポリエチレン	m ²	100	
ジョイントテープ 幅 0.3 m	m	46	
接着剤 耐水性ウレタン系接着剤	kg	6	
目砂 特殊調整珪砂	kg	2,700	
土木一般世話役	人	0.5	

積算基準の「見積参考資料」

- ・この「見積参考資料」は、入札参加者の適正かつ迅速な見積りに資するための資料であり、契約約款第1条にいう設計図書ではありません。
- ・この「見積参考資料」の有効期限は、本建設工事の入札日までとします。

建設工事名： 市民テニス場 6 番コート人工芝張替工事

建設工事箇所： 藤枝市 駿河台 一丁目 地内

本建設工事の工事価格の積算に使用した積算基準は以下のとおりです。

名称： 人工芝敷設工

規格：

摘要：

100 m² 当り

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	摘 要
特殊作業員	人	0.9	
普通作業員	人	0.9	
諸雑費	式	1	

特 記 仕 様 書

工事名	市民テニス場 6 番コート人工芝張替工事
工事場所	藤枝市駿河台一丁目 5 - 1
工期	契約日・着手日から令和 9 年 2 月 1 9 日まで
適用範囲	本特記仕様書は、「市民テニス場6番コート人工芝張替工事」における砂入り人工芝張替工事に適用するものとする。 ただし、現場での作業可能期間は、令和 9 年 1 月 1 2 日（火）から令和 9 年 1 月 2 2 日（金）までとする。
工事内容	（１）砂入り人工芝撤去工 面積：574㎡

（２）人工芝敷設工

砂入り人工芝は、日本テニス協会（ＪＴＡ）及び(財)日本ソフトテニス連盟（ＪＳＴＡ）の公認・推薦メーカーの製品であり、パイル・基布・タフト・バックキングはISO9001、ISO14001を取得した国内工場で製造した製品であることと部材仕様が下記事項を満足するものとする。

部材仕様

項目		仕様
パイル	材質	耐候性ポリエチレン製同等品以上
	製法(形状)	形状：フラットヤーン スプリット 厚み：80ミクロン
	長さ	19mm±1mm
	織度	8,200dt±10%/80μ
	目付重量	865 g /㎡±10%
	防災性	防災登録品であること
基布	素材	平織透水型
ライン		剥離等の弱点となるジョイント（芝同士の継ぎ目）数を軽減するため、主要ラインはタフト工場にて織込する。
ジョイントテープ		基布：ポリエステル、表層：PVC 巾300mm
接着剤		ウレタンポリマー系一液形接着剤
充填砂	種類	粒度調整珪砂
	粒子径	0.15～1.18mm 85%以上

試験項目

名称	試験項目		試験方法（準拠）
人工芝	引張強度	750 N / 5 c m 以上	JISL-1096 : 2020 A 法 (参考)
	引張伸度	20% 以下	
	パイル 引抜強度	25 N 以上	JISL-1021-8 : 2020 (参考)
充填目砂	粒径1.70mm 通過	100%	JISZ-2601
	粒径0.85mm 通過	95% 以上	
	粒径0.15mm 通過	5% 以下	

※材料仕様（長さ、材質及び製法、寸法、基布の繊維、基布の組織など）について上記仕様と相違がある場合は、敷設後であれば全契約面積について張り替えるものとする。また、張り替えに伴う費用は受注者の負担とする。

情報共有システム（ASP）の活用に関する特記仕様書

第1条（情報共有システムの活用）

本工事は、発注者及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システム(ASP)の対象工事である。実施にあたっては「藤枝市における情報共有システム活用要領」及び「藤枝市における情報共有システム活用の手引き」に基づき実施する。受注者は、情報共有システムの利用の有無を発注者と協議し決定する。利用する場合に必要な事項を以下のとおり定める。

第2条（システムの選定）

受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、発注者と協議し承諾を得なければならない。利用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。

- ・「土木工事」の場合

工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件 （最新版）

（国土交通省）

- ・「建築・建築設備工事」の場合

工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件 営繕工事編 （最新版）

（国土交通省大臣官房官庁営繕部 整備課施設評価室）

第3条（利用契約）

発注者及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーID数やワークフロー機能の対象者等については、「事前協議チェックシート」に基づき、担当監督員と協議するものとする。

第4条（費用負担）

情報共有システムを利用する発注者及び受注者の費用は、情報共有システムへの登録料及び使用料であり、設計図書における経費のうち、共通仮設費の率分（技術管理費）に含まれるものとし、受注者の負担とする。

遠隔臨場の実施に関する特記仕様書

本工事（業務）は、遠隔臨場の対象であり、受発注者間の調整により、遠隔臨場を実施することができる。

（定義）

第1条 遠隔臨場とは、建設現場において、モバイル端末等による映像と音声の双方向通信を用いた立会・段階確認及び検査のことをいう。

（適用）

第2条 遠隔臨場は、受注者がモバイル端末等により映像及び音声を監督員又は検査員等にリアルタイム配信を行い、双方向通信により相互に確認を行うことをいう。

（実施方法）

第3条 受注者は、遠隔臨場を行う場合、以下の作業を実施する。

（1）事前調整

受注者は、監督員と遠隔臨場の実施日時、適用（確認する項目・内容）、仕様（使用する機器・アプリケーションまたはサービス）、その他必要な事項について調整する。なお、電話、メール等での調整を可とする。

（2）実施記録

受注者は、遠隔臨場が行われた証拠として、通信履歴の画面キャプチャ（写真）、通話中の監督員又は検査員の映像を含む写真等のいずれかの記録を行うものとする。

遠隔臨場が行われた内容の記録は、監督員又は検査員の臨場又は実地に替えて黒板に遠隔臨場であることを明記した写真により行うものとする。

（実施手続）

第4条 遠隔臨場は、以下の手順により実施する。

（1）事前調整

受注者は、遠隔臨場の実施について、監督員と事前調整する。

（2）立会・段階確認、検査の申請

受注者は、遠隔臨場を実施する場合、段階確認・立会願（第2号様式）の確認項目欄又は検査依頼書の検査の種類欄に遠隔臨場であることを明記する。実施日時等の取扱いは、臨場の場合と同様とする。

ただし、監督員又は検査員が臨場の必要があると判断した場合は、遠隔臨場による申請を行った場合においても、臨場により実施するものとする。

（3）立会・段階確認、検査の実施

受注者は、所定の日時に、監督員又は検査員に対して通信を開始して実施する。

ただし、監督員又は検査員が必要とする情報が得られないと判断した場合は、遠隔臨場を中止し、通常の臨場で確認を実施するものとする。

（4）立会・段階確認、検査の確認

受注者は、遠隔臨場による立会・段階確認を実施した場合、段階確認・立会願（第2号様式）の確認書に、実施記録を添付し監督員に提出するものとし、遠隔臨場による検査を実施した場合は、検査終了後速やかに実施記録を監督員経由で検査員に提出するものとする。

（機材等の手配・仕様）

第5条 受注者は、以下の項目により遠隔臨場に必要な機器等を準備するものとする。

- (1) 受注者は、現場で必要となるモバイル端末及び通信回線等の準備を行う。
- (2) 発注者は、発注者が保有するインターネット通信が可能なタブレット端末等を利用する。
- (3) 利用するアプリケーションまたはサービスは、発注者が保有するタブレット端末等で利用が可能であり、かつ、発注者の利用に際して新たな費用負担が生じないものを受注者が選定する。

(費用)

第6条 受注者が行う機材等の手配に要する経費は、共通仮設費（業務の場合は諸経費）の率分に含まれるものとし、別途計上しない。

工事写真の電子データに関する特記仕様書

第1条（工事写真の提出）

当該工事（以下「本工事」という。）の工事写真を電子データの対象とするか否か、受注時に発注者、受注者協議の上、選択できるものとする。対象とした場合に必要な事項を以下のとおり定める。

第2条（工事写真）

工事写真は「写真管理基準」により撮影したものを指す。

第3条（電子データの作成）

電子データは、国土交通省版の「デジタル写真管理情報基準」に基づいて作成するものとする。

第4条（提出方法）

納品は要領に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R）で2部提出する。

なお、納品の際には事前にエラーチェックを行い、エラーが無いことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで納品するものとする。

第5条（定めなき事項）

本仕様書および共通仕様書に定めのない事項や疑義が生じた場合は、必要に応じ監督員と協議するものとする。

障害者差別解消法等に基づく差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供についての留意事項に関する特記事項

(受注者の責務)

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）第 10 条第 1 項の規定に基づく「藤枝市における障害を理由とする差別を解消するための職員対応要領」（平成 28 年 3 月 11 日藤枝市長決定）第 2 条に規定する不当な差別的取扱いの禁止及び第 3 条に規定する合理的配慮の提供について留意すること。

中東情勢による建設資材への影響を踏まえた設計変更に係る特記仕様書

- 1 本工事は、中東情勢の変化等に伴う供給の偏り又は流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材（以下「調達検討資材」という。）の調達に必要な経費について、通常の調達に要する費用を超えて追加的に必要となる経費（以下「別途調達経費」という。）を設計変更の対象とする工事である。
- 2 調達検討資材は、ナフサを由来とする建設資材のうち、本工事で調達する資材であって、中東情勢の変化等に伴う供給の偏り又は流通の目詰まりにより調達が困難となっているものとし、受発注者間の協議により決定する。
- 3 受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となることを見込まれる場合は、当該資材を調達する前に、調達検討資材に関する協議書（様式 1）及び別途調達経費の予定額を確認できる見積書その他必要な資料を監督員に提出し、協議しなければならない。

ただし、迅速な対応が必要であり、事前に書面を提出することが困難な場合は、口頭、ファクシミリ又は電子メール等により協議することができる。この場合、受注者は、事後、遅滞なく様式 1 及び必要な資料を提出しなければならない。

なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。

 - (1) 設計図書に定める資材を調達できず、代替資材を調達した場合
 - (2) 設計図書に定める資材を調達するため、流通経路を見直したことにより、別途調達経費が必要となった場合
 - (3) 設計図書に定める資材を調達したが、流通状況を踏まえた別途調達経費が必要となった場合
- 4 受注者は、調達検討資材の調達後、調達検討資材に関する実施報告書（様式 2）及び別途調達経費の内容を確認できる証明書類（実際の取引伝票等）を監督員に提出しなければならない。証明書類は、資材名、調達時期、購入数量、購入単価等が記載された取引伝票、見積書、請求書等とする。
- 5 受注者は、代替資材を調達しようとする場合は、当該代替資材を調達する前に、代替資材が設計図書で求める機能や品質等を満たしていることを確認できる資料（カタログ等）を監督員に提出しなければならない。
- 6 発注者は、受注者から提出された様式 1、様式 2、証明書類その他必要な資料により、妥当性を確認できた別途調達経費について、設計変更の対象とする。

ただし、受注者の責めに帰すべき事由により生じた増加費用、第 3 項に定める協議を行わずに調達したことにより妥当性を確認できない費用その他発注者が合理的な費用であることを確認できないものは、設計変更の対象としない。
- 7 調達検討資材の調達方法の変更等に伴い工期の変更が必要となる場合は、受発注者間で協議の上、必要な変更を行うものとする。
- 8 本特記仕様書に基づき設計変更の対象とした費用は、藤枝市建設工事請負契約約款第 25 条（スライド条項）に基づく請負代金額の変更に係る算定の対象としない。

地 下 埋 設 物 調 書					(市民テニス場 6 番コート人工芝張替工事)	
埋設物	埋 設 状 況			確 認 者		(地下埋設物略図)
	縦 方 向	横 方 向	特 殊 個 所	市	管理者	
水道管		管理図を確認し調査すること。		久保田		
ガス管		管理図を確認し調査すること。		久保田		
大井川 広域水道 企業団		管理図を確認し調査すること。		久保田		
大井川土 地改良区		管理図を確認し調査すること。		久保田		
N T T ケーブル		管理図を確認し調査すること。		久保田		
中部電力 ケーブル		管理図を確認し調査すること。		久保田		
下水道管		管理図を確認し調査すること。		久保田		